新潟県報道資料

新潟県

令和８年11月20日
土 木 部 監 理 課

建設業者に対し監督処分を行いました

建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、下記のとおり建設業許可の取消しを行いました。

１　取り消した相手方

株式会社 稲田興建
新潟県長岡市入塩川2575

２　取り消した建設業許可

〇許 可 番 号　新潟県知事許可（般－７）第046070号
〇許 可 年 月 日　令和７年12月２日
〇建設業の種類　とび・土工工事業、解体工事業

３　取消年月日

令和８年11月20日

４　取消しの理由

株式会社 稲田興建は、役員が道路交通法違反により、新潟地方裁判所長岡支部から懲役７月（執行猶予３年）の判決を受け、令和７年３月 26 日刑が確定し、建設業法第８条第７号に規定する欠格要件に該当していたにもかかわらず、令和７年 10 月 31 日付けの建設業許可申請書に、欠格要件には該当しない旨を記載した誓約書を添付し、不正の手段により同年 12 月２日に建設業の更新許可を受けた。

このことが、建設業法第29条第１項第７号に該当すると認められる。

本件についてのお問い合わせ先
担当：土木部監理課建設業室企画指導係
大嶽、小泉
電話：（直通）025-280-5386